

1. 運用開始後のコンソーシアムのとりまとめについて

運用開始後は管理会社がコンソーシアムの責任者として ART との窓口対応およびコンソーシアムの維持管理業務を行っていただきます。

- ・ ART が求める情報の確認や実績等の資料提出
- ・ コンソーシアム構成各社への ART からの情報展開
- ・ コンソーシアム内における問題の把握と解決
- ・ コンソーシアム構成会社の登録内容に変更が発生した際の連絡

2. 運用開始後の監査の実施について

1) 監査主体者

運用開始後、管理会社が主体者としてコンソーシアム構成各社への監査を行っていただきます。

2) 実施頻度/要領

- ・ 国からの要請に基づき、両チームと契約している場合、同年度においてはどちらかのチームだけが監査を行います
- ・ 監査日程については ART より事前連絡しますので、構成各社との調整をお願いします
- ・ 監査方法については運用開始後の状況を踏まえ設定いたします
- ・ 監査には原則 ART メンバーが同行いたします

3) 監査内容

- ・ コンソーシアム提案/契約時の運用が継続されていること
- ・ 移動報告内容に間違いがないこと
- ・ インセンティブ付与条件を満たしていること
- ・ 適正に処理がなされ法令が遵守されていること
- ・ その他、契約を継続するにあたっての問題が発生していないこと

以下余白